

荷主の方向け大型車両に関する認知度調査のご協力をお願い

調査の目的

国土交通省近畿地方整備局では、平成30年1月25日に「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」を設置し、大型車通行の適正化に向けて、関係行政機関や関係団体等が、道路を劣化させる主要因となっている重量を違法に超過した大型車両（特殊車両）への対策に資する活動を行っております。この活動の一環で、荷主の方に認知度調査を行い、その結果を基に効果的な広報資料を作成することを目的としております。

お忙しい中大変恐縮ですが、本趣旨をご理解頂き、アンケート調査へのご協力をお願い致します。

なお、アンケート調査結果は上記目的以外に使用致しません。

【大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 事務局：近畿地方整備局 道路部 交通対策課】

調査対象

運送事業者の「荷主」にあたる事業者

調査期間

本アンケート到達日から令和7年12月10日（水）まで

調査方法

■ Webアンケート方式（下記のURLまたはQRコードからアンケートフォームへアクセスができます）

URL：<https://forms.gle/vYQwCfm9zsQhDTGk6>

■ FAX方式（裏面のアンケート用紙にご記入頂き、下記問合せ先②のFAX番号へ送信ください）

問合せ先

アンケートフォームへのアクセスは
こちらから↓

①アンケートの依頼に関すること

近畿地方整備局 道路部 交通対策課
TEL：06-6942-1141（代表）

こうだに しもじ

高谷、下地

②アンケートの回答、操作等に関すること

（株）近畿地域づくりセンター 事業第二部
TEL:06-6941-1911（直通）

よしむら きしもと

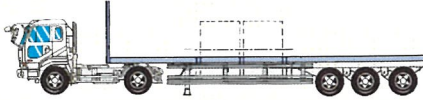
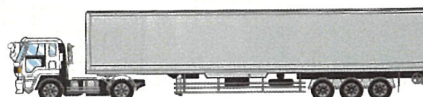
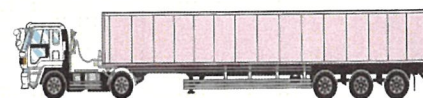
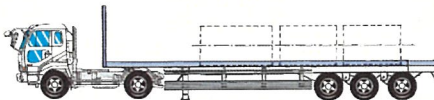
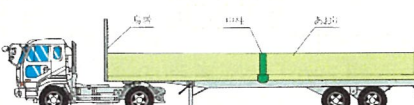
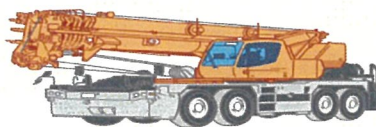
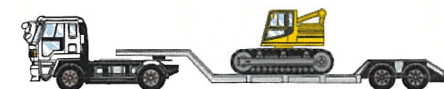
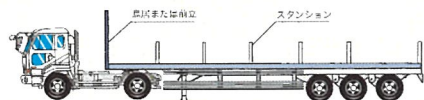
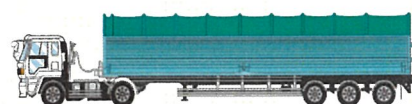
吉村、岸本

FAX：06-6920-2570



※特殊車両の例

積荷積載状態で、幅2.5m、長さ12m、高さ3.8m、重さ20tのいずれかを超過する車両のことを「特殊車両」といいます。



【認知度調査票】 当てはまる番号を回答欄に記入してください。
質問9については、()内に記入してください。

【回答日】令和 7 年 月 日

No.	回答	内容
質問1		Q: 道路(橋)を傷める最も大きな要因は何だと思われますか？(単一回答) A: ①交通量の多さ ②経年劣化 ③重量を違法に超過した大型車両の走行 ④雪や雨等の気象条件 ⑤その他()
質問2		Q: 道路橋の劣化の9割以上は、車両総重量20トンを超える車両のうち、重量を違法に超過したわずか0.3%の違反車両が引き起こしています。この研究結果について、感想をお聞かせください。(単一回答) A: ①重大な問題だと思う ②重大な問題ではないと思う ③なんとも思わない ④その他()
質問3		Q: 特殊車両通行許可制度又は特殊車両通行確認制度(令和4年4月1日運用開始)に基づき、定められた大きさや重さを超える車両(＝特殊車両)を走行させる場合、事前に輸送経路の道路管理者から通行の許可又は回答を得なければならないことをご存知ですか？(単一回答) A: ①内容を詳しく知っている ②ある程度内容を知っている ③聞いたことはあるが、内容は知らない ④全く知らない
質問4		Q: 道路管理者から通行の許可又は回答を得た車両の「許可重量又は回答重量」(申請又は確認経路を走行できる車両総重量)と、車検証による「車両総重量」(最大積載量まで積んだ場合の重さ)の違いをご存知ですか？(単一回答) A: ①内容を詳しく知っている ②ある程度内容を知っている ③聞いたことはあるが、内容は知らない ④全く知らない
質問5		Q: 平成26年度から荷主勧告制度が強化され、運送事業者の違反に荷主の主体的な関与が判明した場合、警告を経ずに荷主勧告が発動され、荷主名及び事案の概要が公表されることをご存知ですか？(単一回答) A: ①内容を詳しく知っている ②ある程度内容を知っている ③聞いたことはあるが、内容は知らない ④全く知らない
質問6		Q: 重量オーバーを含む車両制限令違反を繰り返し行った場合、道路管理者が是正指導を行い、それにもかかわらず違反が確認された場合は、違反者(運転手・運送事業者・荷主)の名称等が公表されることについて、ご存知ですか？(単一回答) A: ①内容を詳しく知っている ②ある程度内容を知っている ③聞いたことはあるが、内容は知らない ④全く知らない
質問7		Q: 車両総重量の一般的制限値の2 倍以上の悪質な重量超過違反が確認された場合には、即時告発の対象となる場合があることについて、ご存じですか。(単一回答) A: ①内容を詳しく知っている ②ある程度内容を知っている ③聞いたことはあるが、内容は知らない ④全く知らない
質問8		Q: 道路管理者が道路法に基づいて、違法に重量を超過した車両に対し、定期的に取り締りを行っています。そのことをご存知ですか？(単一回答) A: ①知っており、取締りは十分だと思う ②知っているが、取締りは不十分だと思う ③聞いたことがあるが、内容は知らない ④内容も知らないし、見聞きしたこともない
質問9		Q: どのような取組みが「大型車両の通行適正化」の実現に繋がると考えられますか？ A: ()